

件名	愛媛県国民健康保険運営協議会条例
主管課	保健福祉課医療保険室
根拠法令等	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第9条第1項 改正後国民健康保険法第11条第1項（平成30年4月1日施行）
<p>【制定の概要】</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第9条第1項の規定により、愛媛県国民健康保険運営協議会の設置及び運営に関する必要な事項を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 国保事業費納付金の徴収に関すること (2) 国保事業の運営に関する方針の作成に関すること (3) 上記のほか、国保事業の運営に関する重要事項 2 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被保険者を代表する委員 3人 (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人 (3) 公益を代表する委員 3人 (4) 被用者保険等被保険者を代表する委員 2人 3 委員の任期は、平成30年3月31日までとする。 4 公益を代表する委員のうちから会長を互選により定める。 5 協議会の会議は、会長が招集し、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。 6 条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 	
施行日	公布日
【その他参考事項】	